

令和3年4月1日から

令和4年4月1日から

設計審査・工事検査手数料

と 給水負担金

を改定します

どうして改定するの？

現在の水道施設は、高度経済成長期に整備してきた施設や管路であり、次々と更新時期を迎えています。一方で給水収益は、今後予想される人口減少や、節水意識の向上などにより、更に減少していく見込みとなっています。

そのような状況のなか、設計審査・工事検査手数料と給水負担金については長い間改定されておらず、近年の水道情勢に合った適正な単価設定とする必要があるために見直すこととなりました。

今後も健全で安心、安全な水道水を供給していくために、経費削減などの経営努力についても継続的に行ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

設計審査・工事検査手数料とは？

家を新築や増築、建替の際に、指定給水装置工事事業者から提出していただく給水申込書類と給水装置工事に対して行う、設計審査や工事検査のための事務手数料のことです。

◎設計審査・工事検査手数料

【給水装置工事】

(非課税)

種別		改定前 (令和3年3月31日まで)	改定後 (令和3年4月1日から)
設計審査手数料	1件	2,000円	2,200円 ただし、3階直結直圧給水方式は、1,000円を加算した額とする。
工事検査手数料	1件	1,000円	2,300円 ただし、受水槽検査を有するときは、1,000円を加算した額とする。

【配水管承認工事】

(非課税)

配水管の布設 又は布設替距離	現 行		新 設 (令和3年4月1日から)	
	設計審査手数料	工事検査手数料	設計審査手数料	工事検査手数料
10mを超え30mまでのもの	—	—	8,000円	4,000円
30mを超え50mまでのもの	—	—	13,000円	7,000円
50mを超え100mまでのもの	—	—	26,000円	15,000円
100mを超えるもの	—	—	26,000円に100mを超える部分につき100mまでごとに10,000円を加算した額とする。	15,000円に100mを超える部分につき100mまでごとに10,000円を加算した額とする。

給水負担金とは？

家を新築するときなど新しく水道メータを設置する際に、給水装置工事の申込者から一時金として徴収する負担金のことで、水道施設の整備や更新のための費用にあてられるものです。

◎給水負担金

(税抜き)

口径	改定前 (令和4年3月31日まで)	改定後 (令和4年4月1日から)
13mm	75,000円	100,000円
20mm	165,000円	188,000円
25mm	270,000円	301,000円
30mm	450,000円	450,000円
40mm	750,000円	822,000円
50mm	1,200,000円	1,322,000円
75mm	その都度管理者の定めるところによる。	3,162,000円
100mm	同上	その都度管理者の定めるところによる。
125mm	同上	同上